

県南広域振興局長告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した

。

平成24年7月20日

県南広域振興局長 田村均次

介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371500513	社会福祉法人愛護会	短期入所生活介護特別養 護老人ホーム愛護苑	奥州市水沢区羽田町 字水無沢491番地3	平成24年7月1日
0370901340	社会福祉法人一関秀和会	ショートステイひより	一関市大東町沖田字 峯岸5番地	平成24年7月8日